

横手市週休2日制工事に関する農業農村整備運用

令和8年4月1日
横手市農林部

横手市週休2日制工事实施要綱（以下「要綱」という。）における、農業農村整備運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係（定義）

1 要綱第2条（1）の「週休2日」について、本運用では「現場閉所による週休2日」と読み替えるものとする。

2 要綱第2条（2）の「週休2日制工事」及び、同条（3）の「週休2日交替制」について、本運用では「週単位の週休2日」とし、それぞれ以下のとおり読み替えるものとする。

（1）現場閉所による週休2日

①週単位の週休2日

対象期間の全ての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。1週間とは月曜日から日曜日までの期間を基本とし、土日以外の現場閉所を行った場合でも週単位の週休2日を達成しているとみなす。

なお、休日に加えて受注者自らが休日以外にも現場閉所を行うことは可能とする。ただし、受注者の責によらず休日に現場閉所できない場合は、休日に代わる現場閉所日（以下、「振替休日」という。）を指定するものとする。

（2）交替制

①週単位の週休2日交替制

対象期間において、全ての週で休日率が28.5%（2日/7日）以上の状態をいう。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休日を取得していれば、週単位の週休2日を達成しているとみなす。

3 要綱第2条（3）の「現場作業等」には、現場事務所等での事務作業を含むものとする。

4 要綱第2条（3）の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

【現場閉所困難工事の例】

・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事又は工種を含む工事等（営農活動、交通規制等で完成・現場引渡し時期の制約がある工事）

5 要綱第2条（1）、（3）の「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。なお、次の①～③の期間は除く。

①工場製作を含む工事において、工場製作のみを実施している期間

②工事全体を一時中止している期間

③対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏期休暇分として3日間

要綱第3条関係（休日）

1 毎月の履行報告書に勤務状況確認表を添付して提出させるものとし、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。各種様式については以下のとおり提出させること。

なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

分類	現場閉鎖による	交代制
	週休2日	
提出資料		
履行報告書	別紙3-1	別紙4-1
勤務状況確認表	別紙3-2	別紙4-2

- 2 要綱第3条第1項における休日作業日及び振替休日の届け出については、休日作業日の前日までに任意様式またはメール等で監督職員へ届け出ることを原則とする。
- 3 週単位の週休2日において、最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該集の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、週単位の週休2日を達成したものとみなす。
- 4 週単位の週休2日交替制において、最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、週単位の週休2日を達成したものとみなす。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 要綱第4条第1項の「週休2日に適さないと判断した工事（別に定める工事）」とは、次のいずれかに該当する工事とする。
 - ①災害復旧工事
 - ②製作・据付工事等の現場施工が4週間未満の工事
 - ③設計額が200万以下の工事
- 2 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日及び週休2日交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び週休2日交替制を実施することが困難又は不適切であると発注者が判断した場合とする。
- 3 現場閉所困難工事については、発注者指定型によらず、受注者希望型での発注ができるものとする。なお、特記仕様書及び条件明示書に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。
- 4 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日又は週休2日交替制工事の実施の可否について監督職員と協議するものとする。

		◎：原則、○：選択	
分類	指定の有無	週単位の週休2日 (現場閉所による 週休2日)	週単位の週休2日 (交替性)
		◎	○
現場閉所が 可能な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が 困難な場合	受注者希望型	○	○

要綱第5条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第6条関係（その他）

【工事費の積算に関すること】

- 1 農業農村整備工事における積算は、「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に準じて運用するものとする。
- 2 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、発注者と協議すること。

【その他】

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（3-1、3-2、4-1、4-2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則（令和6年9月30日農林第757号）
この運用は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日農林第1552号）
この運用は、令和8年4月1日から施行する。

特記仕様書 ※記載例

第1編 共通編 第1章 総則 1-3 週休2日制工事の対象	発注者指定型	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、横手市週休2日制工事（発注者指定型）である。 ・週休2日制工事の実施にあたっては、「横手市週休2日制工事实施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に基づいて行うものとする。
	受注者希望型	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、横手市週休2日制工事（受注者希望型）である。 ・受注者は、契約後速やかに、週休2日又は週休2日交替制工事の実施の有無について、監督員と協議するものとする。 ・週休2日又は週休2日交替制工事の実施にあたっては、「横手市週休2日制工事实施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に基づいて行うものとする。

条件明示書 ※記載例

2. 週休2日制工事における補正	発注者指定型	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は週休2日を推進するため、週休2日制工事を実施することを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費の補正を行っている。なお、補正係数については、「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に準ずるものとする。 ・工期内において、4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて最終変更時に上記経費の補正を見直す。4週8休に満たない場合は補正を行わない。
	受注者希望型	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、週休2日を推進するため、週休2日又は週休2日交替制工事を希望する工事である。なお、週休2日の経費の補正は行っていない。 ・工期内において、現場閉所及び休日の達成状況に応じて最終変更時に上記経費の補正を見直す。なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に準ずるものとする。